

令和7年度 香南市立夜須中学校いじめ防止基本方針

平成26年3月31日策定

令和7年4月1日改正

1. はじめに

夜須中学校では、「自ら学び、共に生きる、未来を創る」を学校教育目標として掲げ、「自分の存在を大切にする生徒」・「支え合い認め合う生徒」・「気力に満ちた生徒」の育成をめざして日々の教育活動に取り組んでいる。

このめざす生徒像の実現に向けて、「生徒が生き生きと活動している学校」・「学力を向上させる学校」・「保護者や地域から信頼される学校」を夜須中学校のあるべき姿ととらえ、すべての教職員が、生徒を支え、授業や学級経営の改善に努め、方向性を一致させ互いに支えあい高め合う教員集団をめざしていかなければならない。

このような目標を掲げ取り組むなかで、いじめは生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する行為であり、夜須中学校がめざす教育活動とは相反するものである。生徒が安心して学校で過ごし、一人ひとりが自分の持つ能力を伸ばすことのできる環境を整えるために、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、「香南市立夜須中学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめをしない・させない・許さない学校づくりを進めるものとする。

2. いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。いじめが全ての生徒に関係する問題であることを鑑み、生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校全体でいじめ防止に取り組んでいかなければならない。すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。また、家庭や関係機関と連携しながら継続的に取り組むことによりいじめの問題を克服していく。

3. いじめの定義〈いじめ防止対策推進法から〉

第2条（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止対策委員会」にて行う。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにい

るような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応を行う。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「いじめ防止対策委員会」で情報共有する。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なもの、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることもある。

4. いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせや無視等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替りながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えていじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級やクラブ・委員会等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

5. いじめ防止に関する組織

(1) 不登校いじめ等防止対策委員会

本校のいじめ防止対策等を実効的に行うため、「不登校いじめ等防止対策委員会」を設置する。本委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

「不登校いじめ防止等対策委員会」は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、「不登校いじめ防止等対策委員会」が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て「不登校いじめ防止等対策委員会」に報告・相談する。

1) 組織の役割

①【未然防止】

○いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

②【早期発見・事案対処】

○いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

○いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時に緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

○いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者

との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

③【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

2) 組織の構成員

校長、教頭、教務主任、養護教諭、生徒指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

「不登校いじめ防止等対策委員会」は、組織的対応の中核として機能するような体制を確立するため、複数の教職員で構成する。上記の構成員に加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員、外部専門家（弁護士、医師、警察官経験者等）を、実効性のある人選として追加する。

3) 組織運営上の留意点

いじめの未然防止、早期発見の実効化とともに、教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を越えた教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるため、生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、「不登校いじめ等防止対策委員会」の機能や目的を十分に果たせるような柔軟な構成とする。また、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるよう、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、構成を適宜工夫・改善していく。なお、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この「不登校いじめ防止対策委員会」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加え対応することも考えられる。

適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておく。日常的な会議は、企画委員会と兼ねて開催することにより、定期的な活動として位置付ける。実効性の高い取り組みを実施するため、学校基本方針が学校の実情に即応してきちんと機能しているか必要に応じて見直す。

(2) 校内支援委員会

個別支援が必要な生徒、いじめを受けたことのある生徒等、配慮が必要な生徒個々の状況確認や情報の共有化、支援方法の検討等の協議を行う。

①組織の役割

- 配慮が必要な生徒の状況確認と情報共有
- 生徒個々への支援方法の検討
- ケース会や支援会の開催の検討
- スクールカウンセラーや外部専門機関との連携

②組織の構成員

校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、SC、SSW

③組織運営上の留意点

定期的に開催することにより、日常的な活動として位置付ける。

支援が必要な生徒の状況を的確に判断し、段階に応じた支援方策を実施する。

(3) 夢・志部会 体とところ部会

生徒理解やいじめ等に関する校内研修等の企画・検討を行い、いじめ等の未然防止に向けた取組を推進するとともに、いじめに対する教職員の意識向上を図る。

①組織の役割

- 生徒理解や自尊感情に関する研修の企画と実施
- i-check の実施と分析
- いじめ未然防止に関する校内研修等の企画と実施

②組織の構成員

夢・志部会部員 体とところ部会部員

③組織運営上の留意点

学校の課題に応じた研修を継続的に実施する。必要性がある場合は中学校区教職員を対象とした研修を企画し提案する。

(4) いじめ相談窓口

いじめ等の防止や早期対応を推進するために、学校内外にいじめ相談窓口を設置し、保護者にも周知することによって初期段階でのいじめ相談を受け、学校に対して報告を行うことにより学校の早期対応につなげる。

①組織の役割

- いじめに関する相談の対応と報告
- 生徒や保護者に対する精神的なケア

②組織の構成員

- （学校内部）生徒指導主事、養護教諭
- （学校外部）各地区民生児童委員

③組織運営上の留意点

確実に聴き取ることを基本とし、生徒や保護者の状況に応じて、個人情報等の取扱いに十分留意し、心のケアも含めた対応を行う。

6. いじめの未然防止に関する取組

根本的ないじめの克服のためには、全ての生徒を対象とした、いじめの未然防止の観点が必要である。いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

指導に当たっては、発達の段階に応じて、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう取組を行う。また、その際の指導に当たっては、次のことに留意する。

- ①いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないことを前提に指導を行う。
- ②いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。
また、生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

(1) 安心・安全な学校づくり

いじめを生じさせないためには、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送れる基盤を築き、規律ある態度を育みながら、授業や行事に主体的に参加し、活躍できる学校づくりを推進する。

①「夢」や「志」を喚起し、豊かな人間性を育む教育の推進

生徒が、それぞれの立場で自分についてよく知り、集団の中での自分をしっかりと位置付け、「人とつながり、人を思い、人に役立つ」ということを大事にしながら将来を切り拓いていくことができるよう、それぞれの「夢」や「志」を育成する教育活動を推進する。

②人権感覚を育む人権教育の推進

生徒の人権が尊重され、安心して過ごせる環境をつくるために、すべての教育活動を通じて人権教育を基盤とした学級づくり、学校づくりに取り組む必要がある。そのためには、生徒が自他の大切さを強く自覚し、よさを認め合える人間関係を協力してつくることができるように、生徒に関わる教職員の人権感覚を育成するための研修機会を行う。

③自尊感情や豊かな感性を育む教育の推進

生徒の自尊感情や社会性、規範意識、思いやり等の豊かな心を育むとともに、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、道徳教育を推進する。

また、生徒の豊かな情操やコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力等を育むため、分かる授業を実践し学力を向上させる取組やことばの力を高めるための読書活動や表現活動等を取り入れた教育活動を充実する。さらに、生命や自然を大切にし、感動や感謝の心、社会性や規範意識等を育てるため、自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を推進する。

④学校経営に生徒指導の4つの視点を位置付けた取組の推進

学校の教育活動全体を通して、すべての生徒を対象に、自己肯定感や自己有用感を高め、社会性を育むことを意識した生徒指導を組織的に推進していく。

そのため、授業をはじめとするすべての教育活動の中に、生徒指導の4つの視点（自己存在感、共感的人間関係、自己決定の場、安心な風土）を位置付けた取組の推進を図る。

⑤生徒の主体的な活動の推進

いじめを生じさせない・許さない学校づくりを推進するためには、学級活動を通して、生徒の身の回りにある問題について主体的に話し合い、問題解決していくことや、生徒会活動等を通して望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校づくりに主体的に参画することが重要である。そのために、道徳科の授業はもとより、学級活動、生徒会活動等の特別活動において、生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進する。

また、いじめやインターネットの問題の解決に向けて、生徒会による実践交流や協議等を行うなど、生徒会活動の活性化を図る。

(2) 各教科の授業での取組

①関わり合い高め合う授業を実践し、居場所づくりや絆づくりを進める。

②わかる授業づくりを進め、すべての生徒が参加できる授業を工夫する。

③生徒一人ひとりの特学習状況を的確に把握し、それに基づいたきめ細やかな指導や支援を行うことで、生徒が意欲的・主体的に学び、能力を発揮できるような授業改善を目指す。

④教科の視点からだけでなく、生徒指導（生徒指導の4つの視点）や特別支援教育の知見も取り入れ、全教職員の理解のもと、「わかる」を実感できる授業づくりを目指した授業改善を行う。

⑤日々の授業の中で生徒一人ひとりの意見を尊重する姿勢を育み、多様な考え方や感じ方の違いを受け止め、学び合いを通してともに成長できる関係性を構築する。

(3)情報モラル教育の充実

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。

また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。

このようなインターネット上のいじめの特質等を踏まえ、生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、インターネット上のいじめを防止し、かつ効果的に対処ができるよう、生徒に対する情報モラル教育の充実を図る。

(4)集団づくり・生徒理解

- ①全教育活動を通じて生徒の豊かな心情を育て、お互いを尊重し思いやりのある集団づくりを行い、行動の実践化に結び付ける。
- ②生徒会活動の活性化、学校行事を通して、生徒自身がいじめを自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え行動できる態度を養う。
- ③発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

上記の生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(5)教職員の資質能力、意識の向上

- ①常に危機感を持ち、いじめに対する取り組みを点検し改善を図るために、全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解するとともに、いじめに対する個々の教職員の認知力・対応力の向上や、学校としての組織的な対応を図るための校内研修を実施する。また、いじめの態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上に向けた校内研修の推進を図る。
- ②障害のある生徒が、周囲の生徒に十分に理解されず、いじめの「被害」を受けないよう、最大限の支援を行う。そのために、障害のある生徒だけでなく、生活の中でつまづきやすい生徒を含めた、すべての生徒が互いの特性を理解し合い、助け合ってともに伸びていこうとする学級集団づくりを行う。また、障害のある生徒に対して、一人一人の教育的ニーズに応じた効果的な支援や指導を行うために、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成する等、早期からの支援体制をいっそう整備するとともに、「就学時引き継ぎシート」、「支援引き継ぎシート」を活用した校種間の引継ぎなどを効果的に利用し、特別支援教育のさらなる充実を図る。
- ③教職員の不適切な認識や言動で、いじめの誘発・助長・黙認することがないようにする。
- ④教職員のチェックリストを行い、意識の向上と継続を図る。

7. いじめの早期発見に関する取組

いじめの早期発見は、いじめへの適切な対応の前提となるものであり、組織的に連携し日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒のわずかな変化に気付く力を高める。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、いかなる兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談等について、生徒や保護者に周知する等、生徒や保護者がいじめを訴え、又は連絡しやすい体制を整えることにより、学校と家庭、地域、関係機関が連携して早期発見に努める。

アンケート調査や個人面談において、生徒が自ら SOS を発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、生徒からの相談に対しては、必ず迅速に対応することを徹底する。

(1) 日常の状況把握

- ① 日常の状況に応じて個別に聴き取りを行い、生徒への指導を行う。
- ② 生徒の様子で気になることは、職朝や企画委員会・職員会等で報告し課題の共有を図る。
- ③ 配慮が必要な場合には、家庭との連携をより細やかに行う。

(2) 定期的なアンケート調査の実施

- ① 学校生活アンケートを学期ごとに行い、気になる回答がある生徒には個別面談を行う。
- ② 個別面談で課題が確認された場合は、いじめ防止対策委員会で対処方法を協議する。
- ③ 調査結果の概要は学校だよりで保護者にも知らせ、学校の実態を共有する。

(3) いじめ相談窓口への取組

- ① 学校内での相談窓口として生徒指導主事及び養護教諭がその任にあたり、いじめ窓口担当者について生徒や保護者に周知する。
- ② 学校外での相談窓口として民生児童委員の方にその役割を担ってもらい、学校に相談しづらい場合の地域の相談窓口として生徒や保護者に周知する。
- ③ いじめ相談窓口として校内外に担当者を置くが、スクールカウンセラーや担任・管理職など、誰でもが相談窓口としての役割を果たすことを共通認識して取り組む。

8. いじめが疑われる事態発生後の対応

(1) 生徒から教職員にいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告・相談があった時に、学校が当該事案に対して速やかに具体的な行動をとらなければ、生徒は「報告・相談しても何もしてくれない」と思い、今後、いじめに係る情報の報告・相談を行わなくなる可能性がある。このため、いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、当該情報を速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告し、組織的な対応につなげる。「不登校いじめ等防止対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒を徹底して守り通す。また、いじめを行った生徒に対して毅然とした指導を行う。

(2) 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに「不登校いじめ等防止対策委員会」に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校として組織的な対応を行う。特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込まないよう徹底し、常に組織的な対応を行い、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案により関係機関との連携を行う。

- (3)いじめを行った生徒への指導に当たっては、本人にいじめは被害者の人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に対する配慮も必要である。なお、いじめた生徒の立ち直りを促していくためには、保護者との連携が不可欠であるため、保護者の理解や協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。これらの対応については、教職員全員の共通理解や保護者との連携にとどまらず、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組むことで、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。
- (4)教育上必要と認める時は、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に生徒に対して懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があり、懲戒を加える時には、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、いじめた生徒が自らの行為を理解し健全な人間関係をはぐくむことができるように促す。
- (5)生徒の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になることを基本とし、その後も経過を見守る。いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

○いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、「いじめ防止対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

○被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「不登校いじめ等防止対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。さらに、必要に応じ、被害生徒の心的外傷ストレス（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

- (6)生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには生徒の協力が必要となる場合がある。このため、生徒に対して、

傍観者とならず、「不登校いじめ等防止対策委員会」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

【いじめに対する基本的な対応】

(1) 学校生活アンケート調査等の調査による情報の場合

- ①当該生徒の個別面談を行い、訴えの詳細を把握する。
- ②関係生徒の個別面談を行い、事実関係の確認を行う。
- ③いじめが疑われる事態が確認できた場合は、管理職に報告し、「不登校いじめ等防止対策委員会」にて事後対応の検討を行うとともに時系列の記録を残す。
- ④事態の状況に応じて、「いじめ調査検証委員会」の開催について検討する。
- ⑤当該生徒及び関係生徒の保護者に詳細の連絡を行い、状況を共有しながら、事後対応を行う。
- ⑥当該生徒や関係生徒及び学級生徒に精神的な不安定さが見られる場合は、外部の専門家の助言を受け、メンタル面の事後対応について検討を行う。

(2) 学校の教職員に訴えがあった場合

上記(1)の対応と同様の対応を行う。

(3) 学校外からの情報提供があった場合

- ①情報提供者から詳細な情報を聴き取り、事態の概要を把握する。
- ②情報提供者に訴えがあった生徒や保護者に対して、聴き取りが可能な状況であるかどうかを確認し、可能であれば直接、不可能であれば情報提供者を介して事実確認の依頼を行う。
- ③訴えのあった生徒若しくは保護者の意向に添いながら、事実確認の対応者を決定し、事後対応を行う。
- ④当該生徒若しくは保護者との個別面談を対応者が行い、訴えの詳細を把握する。
以下は上記(1)②以降の対応を行う。

9. P T Aや地域の関係団体等との連携

(1) 夜須中学校 P T A との連携

- ①定期的に実施する役員会において、いじめ防止等に関する学校の取組や状況について説明し、周知を図る。但し、具体的な事案については個人の情報に関わるため、生徒や保護者が不利益を受けないように状況に応じた配慮のある対応を行う。
- ②学校ホームページ等を活用して、「香南市立夜須中学校いじめ防止基本方針」を周知し、家庭と連携したいじめ防止の取組を進める。
- ③いじめ問題をはじめとする生徒を取り巻く諸問題や、子育て等の研修を連携して行い、いじめの未然防止や早期発見の意識を高める。
- ④学校内外の相談窓口や関係機関との連絡調整や紹介を積極的に行い、いじめに関する情報の早期収集に努める。

(2) 夜須町 P T A 連絡協議会との連携

- ①保育所・幼稚園・小中学校の P T A と連携して、子育てに対する意識啓発や子どものサインに気づく方法等の啓発や研修を行う。
- ②交通安全のための街頭指導を連携して行うなど、登下校時の生徒の見守りを行う。
- ③保護者相互の交流を図り、保護者間の情報共有や事後対応を円滑に進めることのできる環境づくりを行う。

(3) 地域学校協働本部との連携

- ①学校支援ボランティアが生徒に関わることにより、教員以外の視点で気にかかる生徒の様子や学校の取組について意見をもらう。
- ②学校外の生徒に対する見守りや声かけ、保護者への支援などを連携して行うことにより、いじめ等の早期発見・早期対応につなげる。

(4) 地域の関係団体との連携

- ①学校外のいじめ相談窓口を活用し、学校外でも地域で相談できる体制づくりを行う。
- ②関係団体や地域の方々との連携を密にし、学校外での生徒の気になる言動等の情報収集を行う。

10. 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告及び事実関係の調査

生徒が生命身体に大きな被害を受けるような重大事態が生じた場合は、速やかに香南市教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

当該重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、香南市教育委員会や高知県教育委員会の指導を受けながら、速やかに「いじめ調査検証委員会」を設け、個別面談や質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

いじめ防止対策推進法第28条「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当するものとしては、いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。

例えば、①生徒が自殺を図った場合

②身体に重大な障害を負った場合

③金品等に重大な被害を被った場合

④精神性の疾患を発症した場合

等のケースが想定される。

また、いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合は、調査に着手する。「相当の期間」については不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、当該生徒の状況等により迅速に判断する。

調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

なお、香南市教育委員会が主体となって、重大事態に係る調査委員会を設置する場合は、学校内の協力体制を速やかに整え、当該委員会の指示に従い、調査や検証を進めることとする。

(2) 重大事態への直後対応

重大事態が発生した場合には、当該生徒や関係生徒はもちろんのこと、学級内生徒や全校生徒にまで、精神的なストレスが及ぶ場合が考えられるので、香南市教育委員会と連携をしながら、専門家の助言を受けた生徒への事後対応を行う。

被害が当該生徒の生命にまで及ぶ場合など極めて重大な事態は、特に、影響を受ける度合いが高くなるため、直接専門家のカウンセリングにつなぐなど、生徒のみならず、保護者や教職員も含めたメンタル面のケアを行う。

(3) 調査の趣旨等

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行

う。

重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた生徒やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

(4)調査を行うための組織について

香南市教育委員会の判断により学校が調査主体となった場合は、この組織については、香南市教育委員会や高知県教育委員会の助言をもとに、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）に参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(5)事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、家庭での状況や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

(6)重大事態に至った経過と対応についての検証

重大事態と同種の事態の発生の防止するため、調査により経過を詳細に把握し、原因と考えられる状況、当該生徒に対する周囲の対応などの検証を行う。また、検証をもとに、対応方法の改善策を検討し、重大事態が再び起こることがない環境を整えるための取組を進める。

(7)生徒や保護者への継続的な対応

重大事態が生じた場合には、生徒や保護者の精神的なストレスが長期に及ぶ場合が考えられるため、専門家の助言をもとに、メンタル面のケアなど継続的な事後対応を行う。

(8) 調査結果等の取り扱い

- ①調査結果は、速やかに香南市教育委員会を通して香南市長に事態発生について報告する。
- ②当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を提供する。
- ③調査によって確認された事実関係は、個人のプライバシーの保護に十分に留意し、関係する生徒やその保護者への継続的な支援、指導、助言等に活用する。また、重大事態に至った要因、経過、学校の対応等を分析することにより、同様の事態が再度発生することのないよう、当該学校のみならず各校の指導の改善に活用する。

附則 この方針は、令和7年4月1日に改正し、令和7年4月1日より施行する。